



宮 崎 県 公 報

令和元年5月7日(火曜日) 第1号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (水産政策課) 1
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1		○土地改良区の解散…………… (農村整備課) 2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1		○土地改良区の清算人の就任の届出…………… (“) 2
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1		○県営土地改良事業計画の策定 (3件) …… (“) 2

告 示

宮崎県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
山口クリニック	日向市鶴町3丁目7-1	平成31年4月1日
土田歯科クリニック	日向市東郷町山陰辛244番地6	平成31年4月1日
サンライト薬局三股店	北諸県郡三股町大字榊山4672番地350	平成31年4月1日

宮崎県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和元年5月7日

宮崎県告示第4号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年宮崎県告示第115号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(沿岸漁業改善資金の種類等)	(沿岸漁業改善資金の種類等)

令和元年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人志徳会土田歯科クリニック	日向市東郷町山陰辛244番地6	平成31年3月31日

宮崎県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字中仁田9784-1、9784-4
- 指定の目的 干害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県知事 河野俊嗣

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災(東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成31年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付の内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災(東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和2年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付の内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。

附則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、千歳・環野土地改良区(小林市)が解散した。

令和元年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、千歳・環野土地改良区(小林市)の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和元年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した清算人

氏名	住所
久保雅人	小林市南西方8775番地
畠中正次	小林市南西方8405番地
束田正一	小林市南西方8394番地2
小杉芳弘	小林市南西方8421番地
高橋一生	小林市南西方8437番地2

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、小林東部第2地区県営土地改良事業(小林市、畑地帯総合整備事業(担い手育成型))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年5月7日から令和元年6月4日まで

3 縦覧場所

小林市農業振興課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、押方地区県営土地改良事業(高千穂町、ため池等整備事業(土砂崩壊防止))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年5月7日から令和元年6月4日まで

3 縦覧場所

高千穂町農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、坂狩地区県営土地改良事業(五ヶ瀬町、ため池等整備事業(土砂崩壊防止))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年5月7日から令和元年6月4日まで

3 縦覧場所

五ヶ瀬町建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

--	--